

# 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会 事務フロー図等資料

## 1 組織の根拠及び委員選定根拠

- (1) 発達障害者支援法（以下「法」という。）第19条の2に基づく地域協議会
- (2) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会委員選定要領により選定

## 2 所掌事務

法第19条の2第2項：地域の発達障害者の支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する。

第3期計画：県における発達障害者の実態把握、県の支援計画の作成・進捗管理、今後の支援体制整備のあり方等について検討する。

## 3 委員の任期（2年間）

発令の日（平成30年6月5日）から令和2年5月31日まで  
（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間）

## 4 謝礼等

「審議会等の構成員に対する謝礼金支払基準」（平成18年3月31日総務部長通知）に基づき、日額（8,400円）を支給する。

また、「沖縄県職員の旅費に関する条例」の適用を受ける職員に相当する旅費を支給する。

